

## 大項目 2. 種別委員会

## 小項目 d. 3 種委員会

全 2 頁

## 対象事業及び費用の支給限度

## (1) 諸謝金 (科目: ①諸謝金)

摘要	内容	金額	備考
審判謝金 1 (依頼、派遣)	主審 (R1) 副審 (R2/R3) 第 4 審 (R4)	3,000 円/1 試合 1,500 円/1 試合 1,000 円/1 試合	交通費も別途支給。(※1) ただし 1 日分とする。
審判 2 (帯同)	主審 (R1) 副審 (R2/R3)	1,000 円/1 試合 500 円/1 試合	交通費は支給無し。
教職員サッカー審判	審判 (R1)	500 円/1 試合	交通費は支給無し。

(※1) 県大会、九州大会(熊本開催)の交通費は一律 1,000 円とする。

## (2) 旅費 (科目: ②旅費)

## ● 私有車利用の場合 (走行距離)

走行距離	支給額	走行距離	支給額
40km 未満	1,000 円	240 km 以上～280 km 未満	6,000 円
40 km 以上～ 80 km 未満	2,000 円	280 km 以上～340 km 未満	7,000 円
80 km 以上～140 km 未満	3,000 円	340 km 以上～380 km 未満	8,000 円
140 km 以上～180 km 未満	4,000 円	380 km 以上～440 km 未満	9,000 円
180 km 以上～240 km 未満	5,000 円	440 km 以上	10,000 円

・高速道路通行料金は、距離が 80 km 以上の方より支給する。(実費払いで領収書と引き換え。)

## ● 公共交通機関の場合 (鉄道、バス、船舶、飛行機)

公共交通機関を利用した場合は、実費精算とする。(領収書原本と引き換え。)

## ● その他の旅費

全国・九州関係の会議等に関しては実費精算とする。宿泊費は基本として 1 泊 8,000 円以下とする。ただし、例外もあり得る。

## (3) 賃借料 (科目: ③賃借料)

摘要	内容	金額	備考

※試合会場等で無料施設を使用した場合(学校、企業、その他)会場使用料の領収書を各自で作成することはできません。

## (4) 賃金 (科目: ⑧賃金)

摘要	内容	金額	備考
大会責任者・副責任者	大会の責任者	3,000 円/半日 5,000 円/1 日	全国、九州、県大会で適用
会場・運営委員	各会場の世話、 設営、記録等	1,000 円/1 試合	リーグ戦等

様式 1 - 1

会場・運営委員(教職員サッカー)	会場作り等	2,000 円/半日	教職員サッカー大会
事務作業	会議資料作成等	800 円/1 時間	

(5) 会議費 (科目: ⑨会議費)

摘要	内容	金額	備考
会議日当 1	2 時間未満	1,000 円	交通費は(2)旅費を参照。 夜間手当は 21 時以降
	2 時間以上	2,000 円	
	夜間手当	1,000 円	
会議日当 2	九州協会主催等	3,000 円	